

# 福生市耐震改修促進計画の改定（案）について

## 1 計画の目的等

目的	福生市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、福生市内の住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、震災から市民の生命及び財産を守ることを目的とする。
位置付け	本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項に基づき策定し、東京都耐震改修促進計画、福生市地域防災計画及び福生市国土強靱化地域計画と整合を図る。
計画期間	令和4年度から令和7年度（4年間）
想定する地震の規模・被害の状況	福生市で最も大きな被害を与えると想定される立川断層帯の地震（M7.4）による被害は、建物全壊棟数1,372棟、焼失棟数（倒壊建物を含む。）1,406棟、死者84人、負傷者は775人、エレベーター閉じ込め台数7台と想定されている。

## 2 計画改定の背景及び考え方

令和2年度末に現計画期間（平成28年度から令和7年度まで）の中間年を迎えたことや令和2年度に東京都耐震改修促進計画が一部改定されたことに伴い、現時点における耐震化の進捗状況を確認するとともに、今後、福生市が目指すべき耐震化の目標を設定し、安全で安心なまちづくりの一層の推進を図るため、国、都及び福生市の関連上位計画、指針等と整合性を図り、計画を改定する。

## 3 耐震化に関する基本方針及び目標

### （1）基本方針

本計画の実施に当たっては、住宅・建築物耐震改修等事業の積極的な活用を図るとともに、東京都、建築関連団体、建築物の所有者等との連携と協力の下、積極的に建築物の耐震診断、耐震改修の促進を図るものとする。

特に、福生市、東京都及び関係機関は、地震及び大火災による建築物被害の防止及び軽減を図るため、所管建物の点検・整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るべく、防災対策等の更なる周知徹底に努めていく。

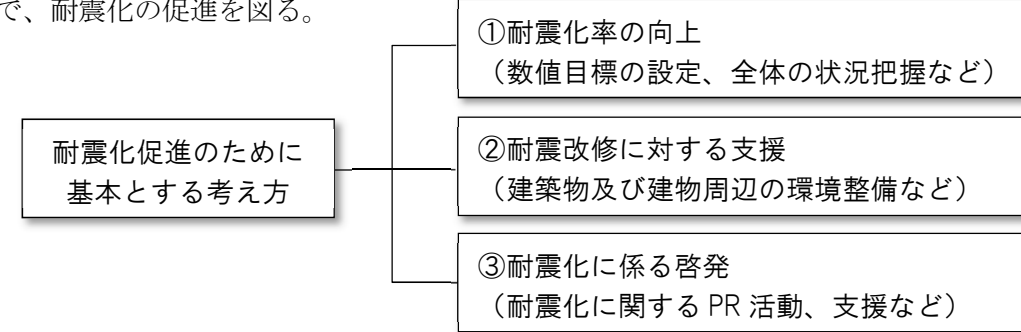
### （2）目標

種類	耐震化率	
	現状 (令和2年度末)	目標 (令和7年度末)
住宅	87.5%	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
民間特定建築物	92.1%	95%
特定緊急輸送道路沿道建築物	94.5%	100%
公共建築物	100%	—

## 4 耐震化の取組方針

### （1）民間建築物における耐震化の取組方針

計画の実施に当たっては、①耐震化率の向上、②耐震改修に対する支援、③耐震化に係る啓発の3つの観点で、耐震化の促進を図る。



### （2）公共建築物における耐震化の取組方針

公共建築物における耐震補強を要する建物の耐震化については、平成27年度までにおおむね完了した。なお、平成27年度以降計画する建築物については、その建築物が持つ防災上の役割を勘案し、一般の建築物より大きな地震力にも耐えられるよう設計を行うものとし、平成27年度の防災食育センターをはじめ、もくせい会館、扶桑会館、福生第三小学校増築工事において実施した。

今後も、建築物の防災上の役割を勘案し、大きな地震力に耐えられる設計を実施していく。

## 5 耐震化に係る総合的な施策の展開

### 1 耐震化率の向上のための基本的な取組

市内住宅における耐震化率の向上のため、社会資本整備総合交付金等を活用し、木造住宅耐震診断助成金制度及び耐震改修助成金制度等を実施する。

### 2 耐震改修に対する支援

①木造住宅簡易耐震診断の実施 ②専門家による木造住宅の耐震診断助成事業の実施  
③木造住宅耐震改修助成事業の実施 ④特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成事業、耐震改修等助成事業の実施 ⑤非木造住宅及び住宅以外の建築物への助成事業の検討  
⑥空き家と耐震改修促進の協業

### 3 耐震化に係る啓発

①地域危険度の周知 ②耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口の設置 ③普及啓発 ④耐震改修促進税制の普及 ⑤耐震マーク表示制度の活用 ⑥地域と連携した耐震改修促進の取組 ⑦平成12年以前の耐震建築物への注意喚起【検討・新規施策】 ⑧関係団体と連携した啓発・耐震化の促進【検討・新規施策】 ⑨災害情報サービスの充実【検討・新規施策】 ⑩高齢者等への支援【検討・新規施策】 ⑪マンションの耐震化促進【検討・新規施策】

### 4 耐震化に係る関連施策の推進

①家具転倒防止装置の支給等 ②落下物対策 ③ブロック塀の倒壊防止対策【検討・新規施策】  
④エレベーターに対する安全対策 ⑤住宅非主要部の耐震化対策  
⑥東京都耐震改修促進行政連絡協議会への参画 ⑦大規模空間の天井落下防止対策  
⑧地震発生時に備えた防火対策【検討・新規施策】 ⑨道路の無電柱化【検討・新規施策】